函館市身体障害者等福祉功労者表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市における身体障害者および知的障害者(以下「身体障害者等」という。)の福祉の向上に寄与し、功労のあった者(団体を含む。以下同じ)を表彰するため必要な事項を定めるものとする。

(自立更生者)

- 第2条 身体障害者等で自らその障害を克服し、現在立派に自立更生して他の身体障害者等の規範と認められる者であって、次の各号のいずれにも該当し、社団法人函館市身体障害者福祉団体連合会長、函館市知的障害者職親会長または函館手をつなぐ親の会長の推薦を受けた者とする。
 - (1)身体障害者は障害の程度が原則として4級以上の者,知的障害者は療育手帳を所持している者
 - (2)年齢は,原則として身体障害者は40歳以上の者,知的障害者は35歳以上の者
 - (3)身体障害者については,自立更生者として北海道支庁長(北海道支庁長に相当する者を含む。)(以下「支庁長等」という。)の表彰を受けたことがある者,または社団法人函館市身体障害者福祉団体連合会長の表彰および函館市社会福祉協議会長の表彰を受けたことがある者
 - (4)知的障害者については、自立更生者として支庁長等の表彰を受けたことがある者、または函館市知的障害者職親会長もしくは函館手をつなぐ親の会長の表彰および函館市社会福祉協議会長の表彰を受けたことがある者
 - (5)過去において,自立更生者として函館市長の表彰を受けたこと がない者

(更生援護功労者)

第3条 民間人で,身体障害者等更生援護に尽くした功績が特に顕著で

あると認められる者で,次の各号のいずれにも該当し,社団法人函館市身体障害者福祉団体連合会長,函館市知的障害者職親会長または函館手をつなぐ親の会長の推薦を受けたものとする。

- (1)民間人として,身体障害者等の更生援護活動に過去10年以上 従事している者
- (2)年齢は、原則として50歳以上の者
- (3) 更生援護功労者として支庁長等の表彰を受けたことがある者, または社団法人函館市身体障害者福祉団体連合会長,函館市知的 障害者職親会長もしくは函館手をつなぐ親の会長の表彰および函 館市社会福祉協議会長の表彰を受けたことがある者
- (4)過去において,更生援護功労者として函館市長の表彰を受けた ことがない者

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか,必要な事項は,福祉部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年7月1日より施行する。
- 2 函館市身体障害者福祉功労者表彰要綱(昭和62年10月23日制 定)を廃止する。
- 3 この要綱の施行の際は,現に改正前の函館市身体障害者等福祉功労 者表彰要綱に基づき表彰を受けている者は,改正後の函館市身体障害 者等福祉功労者表彰要綱に基づき表彰を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成16年2月1日より施行する。

附 則

この要綱は,平成20年7月23日より施行する。